

## 4.1 章および付属書 10

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/17 はそのまま採択された。

### 付属書 3

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/15 は以下のように修正されて採択された：

注意書き P502, “manufacturer” を “manufacturer/supplier” に置き換える。

## 1.4 章および付属書 3

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/24, 付属書：以下のように修正されて採択された：：

A3.1.2.3 および A3.1.2.4 以下のように修正する：

“A3.1.2.3 In addition to individual hazard statements, a number of combined hazard statements are given in Table A3.1.2. The alphanumeric codes for the combined statements are constructed from the codes for the individual statements that are combined, conjoined with the plus (“+”) sign. For example, H300 + H310 indicates that the text to appear on the label is “Fatal if swallowed or in contact with skin”.

A3.1.2.4 All assigned hazard statements should appear on the label unless otherwise specified in 1.4.10.5.3.3. The competent authority may specify the order in which they appear. Also, where a combined hazard statement is indicated for two or more hazard statements, the competent authority may specify whether the combined hazard statement or the corresponding individual statements should appear on the label, or may leave the choice to the manufacturer/supplier.”

表 A3.1.2 最後の (H335 + H336) を削除する。

(参照文書: 非公式文書 INF.6)

## 第 2 部：第 16 回小委員会で採択された改訂第 2 版 GHS の訂正

### 1.4 章, 1.5 章, 3.2 章, 3.4 章, 3.8 章および 3.10 章、付属書 5 および 9

非公式文書 INF.8 における訂正, Part 1：採択された。

#### 1.4 章

1.4.10.5.2 (a) 3 番目の文章, "used"の前に"mostly"を挿入する、2 箇所。

(参照文書: 非公式文書 INF.8, Part 2)

#### 1.5 章および付属書 2

非公式文書 37 における訂正：採択された。

#### 3.1 章

表 3.1.1 区分 5 の欄を以下のように修正する：

Exposure route	Category 1	Category 2	Category 3	Category 4	Category 5
Oral (unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	5000
Dermal (unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	See detailed criteria in Note (f)
Gases (unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	See detailed criteria in Note (f)
Vapours (unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	
Dusts and mists (unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	(unchanged)	

(参照文書: 修正された非公式文書 INF.37)

#### 3.4 章

文書 ST/SG/AC.10/C.4/2008/18/Add.1, 付属 3 にある 3.4.1.4 および 3.4.5.2 の修正はそのまま採択された。

#### 付属書 2

A2.20 危険有害性情報 "May cause allergic or asthma symptoms or breathing difficulties if inhaled" を "May cause allergy or asthma symptoms or breathing difficulties if inhaled"に置き換える。

A2.21 危険有害性情報 "May cause allergic skin reaction" を "May cause an allergic skin reaction"に置き換える。

(参照文書: ST/SG/AC.10/C.4/2008/18/Add.1, 付属書 3)

## 附属書 II

### 2009-2010 における小委員会の作業計画

(a) 化学的に不安定なガス及びガス混合物

化学的に不安定なガス及びガス混合物の分類と表示に関する提案およびそれらの不安定度を測定する試験方法の提案の作成作業を遂行する。

フォーカルポイント: 危険物輸送専門家小委員会

主導国: ドイツ

委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/24 (par. 49 and Annex 2, item 2(a)(i)) および INF.19 を参照

(b) 火薬類及び関連事項

(i) 試験シリーズ 7 のレビュー継続;

フォーカルポイント: 危険物輸送専門家小委員会

主導国: 英国

委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/26 par. 20 を参照

(ii) 鈍感化火薬の分類に関する提案の作成作業を（危険物輸送専門家小委員会と協力して）遂行する。

主導国: ドイツ

委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/26 paras. 15-17 を参照

(c) 金属腐食性

点食及び金属に対する試験 C.1 の適合性の検討

委任事項: INF.16 を参照

(d) 水反応有害性

水反応有害性の評価について、試験法 N.5 に関する作業を下記の事項について行う：

(i) 水との接触で可燃性あるいは毒性ガスを放出する物質のガス発生速度の正確な測定;

(ii) 水との接触で腐食性ガスを放出するガスへの適用;

(iii) 試験結果の再現性の改善; そして

(iv) 分類判定基準の開発に関する新しい方法の適合性。

フォーカルポイント: 危険物輸送専門家小委員会

主導国: ドイツ

委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/2008/19, paragraph 6 and INF.18 paragraph 8. を参照

(e) 3.2 章および 3.3 章の編集上の修正

- (i) 3.2 章および 3.3 章に関する OECD 専門家グループが作成した詳細な文書を考慮する;
- (ii) 3.2 章 および 3.3 章の判定基準を使用者が理解し易いように明快に編集修正する;
- (iii) 3.2 章および 3.3 章の統一性に関連して判定基準の更なる調整が必要かどうか調べ、必要などのような小さい修正も含む案を作成する;

主導国: ドイツ

委任事項: INF.42 and ST/SG/AC.10/C.4/2008/22 を参照

(f) GHS 判定基準の物質および混合物分類への適用に関する問題

必要に応じて、例えば GHS 文書の変更案、判定基準の適用を具体例あるいは関連した危険有害性情報の問題などを通じて、GHS 判定基準の適用を明確にする。

主導国: 米国

委任事項: INF.39 を参照

(g) 実施に関する問題

主導国: オーストラリア

委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/28, 附属書 2 および本報告 72 を参照

(h) GHS 文書附属書 1, 2 および 3 の改正

以下の作業の流れに従って、優先的に、GHS 附属書 1, 2 および 3 の更なる改善を行う:

作業 1: 危険有害性情報や注意書きにおける冗長性を無くする提案を含めて、これらの文章を合理的に使いやすくするための提案を行う;

作業 2: GHS の対象者、使用者および目的を勘案し、GHS 附属書 1, 2 および 3 の書き方 (表現) を改善する。

主導国: 英国

委任事項: 修正された ST/SG/AC.10/C.4/2008/24, par. 25 を参照

(i) 小さな包装のラベル (包装用語/定義に関する作業を含む)

- (i) 小さな包装ラベルについての一般的な原則の適用に関するガイダンスの開発;
- (ii) 現行の梱包のための用語/定義の再調査および異なる分野での必要性和変更に関わる費用便益影響調査。

主導機関: CEFIC

委任事項: see ST/SG/AC.10/C.4/2008/26, paragraph 5, as amended by INF.41

(j) 各国で協調して GHS を実施しやすくする活動を継続する;

- (k) 共通の関連事項についてバーゼル条約の無期限作業班との協力を継続する;
- (l) GHS に影響があるような化学物質管理に関係する国際的な合意や協約の実施に責任のある非政府組織はもとより、国連のプログラム、専門機関、地域、政府そして政府間機関との協力を強化し増加させる;
- (m) 訓練や管理能力強化活動に関する報告書を再検討する;
- (n) UNITAR, ILO, FAO および WHO/IPCS 等の訓練や管理能力強化を行っている国連のプログラムや専門機関を、ガイダンス教材の開発、訓練プログラムに関するアドバイス、利用可能な専門家や財源の情報提供等により支援を行う。

-----

国連経済社会理事会  
第17回化学品の分類および表示に関する世界調和  
システム(GHS)に関する専門家小委員会  
報告書 (ST/SG/AC.10/C.4/34)

開催日時：2009年6月29日～30日（午前）

開催場所：国際連合欧州本部（ジュネーブ）

目 次

	段落	頁
I. 参加者 .....	1-6	3
II. 議事次第の承認 (議題 1).....	7-8	3
III. 改訂 3 版化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) 改定第 3 版の改訂作業 (議題 2) .....	9-27	4
A. 物理化学的危険性 .....	9-16	4
B. 健康有害性 .....	17-23	5
C. 附属書 .....	24-26	6
D. その他の提案 .....	27	6
IV. 危険有害性情報の伝達 (議題 3).....	28-32	6
A. 高圧ガスの絵表示 .....	28-31	6
B. 小さい包装のラベル .....	32	7
V. 実施に関する課題 (議題 4).....	33-36	7
A. GHSで物質や混合物を分類しない場合の根拠の明確化 .....	33	7
B. 分類に関する非公式コレスポンデンスグループからの提 案 .....	34-36	7
VI. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 5).....	37-39	8
A. 特定の石油物質に含まれる未知あるいは変化しやすい成 分、複合反応物質あるいは生物由来物質(UVCBs)への GHS の適用と分野に特異的なガイダンスの発行.....	37-39	8
VII. GHS の実施状況 (議題 6).....	40-61	8
A. 政府あるいは機関からの報告 .....	40-56	8
B. 他の団体または国際機関との協力 .....	57-61	10
VIII. 管理能力強化 (議題 7) .....	62-63	11
IX. その他 (議題 8) .....	64-68	11
A. ナノマテリアルの安全性 .....	64	11
B. 事務局長の報告 .....	65	11
C. 国際輸送及び環境会議 .....	66	12

D. 土壌有害性に関する作業.....	67	12
E. 試験方法 N5 に関する非公式作業グループ .....	68	12
X. 報告書の採択(議題 9) .....	69	12

## I. 参加者

1. 第 17 回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. Kim Headrick (Canada)、副議長 Mr. Thomas Gebel (Germany)、Mrs. Elsie Snyman (South Africa) の下、2009 年 6 月 29 日～30 日に開催された。
2. 以下の国々から専門家が参加した：Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Denmark, Finland, France, Germany, Ireland, Japan, Kenya, Netherlands, Norway, Portugal, Qatar, Republic of Korea, Serbia, South Africa, Spain, Sweden, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America.
3. 経済社会理事会の規則 72 に基づき以下の国々がオブザーバーとして参加した：Bulgaria, Romania, Russian Federation, Thailand.
4. 以下の代表も参加した：Representatives of the United Nations Institute for Training and Research (UNITAR), the International Maritime Organization (IMO)
5. 以下の国際機関も参加した：European Commission (EC) and Organization for Economic Co-operation and Development (OECD).
6. 以下の NGO (non-governmental organization) がそれぞれの興味ある事項について議論に加わるために参加した：Compressed Gas Association (CGA); European Chemical Industry Council (CEFIC), European Fertilizers Manufacturer's Association (EFMA), European Industrial Gases Association (EIGA), Federation of European Aerosol Associations (FEA), International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE), International Confederation of Plastics Packaging Manufacturers (ICPP), International Council of Chemical Associations (ICCA), International Council on Mining and Metals (ICMM), International Paint and Printing Ink Council (IPPIC), International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA), Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA), Soap and Detergent Association (SDA), Sporting Arms and Ammunition Manufacturer's Institute (SAAMI).

## II. 議事次第の承認 (議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/33 (暫定議事次第)  
ST/SG/AC.10/C.4/33/Add.1 (文書リスト及び注記)

非公式文書: INF.1 (文書リスト)、INF.2 (議事ごとの文書リスト)  
INF.16 (非公式作業グループの会議に関する予定)

7. 小委員会は、非公式文書 INF.1 から INF.22/Rev.1 を勘案し、修正した暫定議題を承認した。
8. 小委員会は、経済社会理事会決定 2009 年 5 月 18 日 2009/201C に基づき、数年来オブザーバーとして参加してきたケニア、韓国が小委員会の正式メンバーになったことに言及した。



### III. 改訂3版化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の改訂(議題2)

#### A. 物理化学的危険性

##### 1. 可燃性粉じんに関する分類基準の策定

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/6 (米国)

非公式文書: INF.28 (オーストラリア)、INF.22 及び INF.22/Rev.1 (米国)

9. 多くの専門家は、可燃性粉じんは作業場の問題であると考えた。一方、GHS でこれらの分類を考慮する必要性についての意見もあった。

10. 可燃性粉じんによる危険性はそれらの固有な性質とは関係なく、いくつかの要因（酸化性物質、発火源、粒子サイズなど）が重なって起きる現象であり、したがって作業場のリスク評価の観点から評価されるべきであると説明する専門家もいた。さらにすべての有機物質、特に農業製品は（化学物質とは限らないが）その加工処理過程において粉じん爆発の可能性がある。

11. 一方、他の専門家は、ビルディングブロックアプローチにしたがった労働分野での GHS 判定基準策定が可能であると考えた。

12. また、この問題は他の団体（例えば国際労働機関 ILO）の範疇であろうという意見や、すでに検討している国や地域があるかもしれないという意見があった。

13. 小委員会は、INF.22/Rev.1 にある委任事項に従って、粉じん爆発に関する実践例や規制の分析を米国主導のコレスポネンスグループに委任した。

##### 2. エアゾールの分類

非公式文書: INF.4 (英国)、INF.19, para.6 (事務局)

14. 多くの専門家が、高圧ガスの絵表示は高圧ガスの定義に該当するエアゾールには要求すべきではないが、エアゾールに適用される危険有害性情報と注意書きの開発及び調和に関してはさらに作業が必要であることに合意した。

15. 小委員会は、コメントを考慮し次回の会議に向けて文書を改訂するよう、英国の専門家に依頼した。

##### 3. 2.2.5 における可燃性ガスの判定基準

非公式文書: INF.7 (EIGA)

16. 小委員会は 2.2.5 における式の訂正について合意し、EIGA の代表に第 18 回会議に正式文書を提出するよう要請した。

#### 4. 化学的に不安定なガス

非公式文書: INF.10 (英国)、INF.19, para.7 (事務局)

17. 小委員会は作業グループによる化学的に不安定なガスの分類に関する判定基準と試験方法の開発に関する進捗状況に満足した。

18. 小委員会は、新しい試験方法の掲載場所について、危険物輸送 (TDG) 専門家小委員会がこれを試験及びクライテリアマニュアルに含めるべきであると合意したことについて言及した。

19. 小委員会は INF.10, para11 で提起された問題に関してコメントを出すよう専門家に依頼した。

#### 5. 鈍感化火薬及び試験シリーズ 7 に関する作業

非公式文書: INF.19, para.7 (事務局)

20. 小委員会は、TDG 小委員会の副議長による鈍感化火薬及び試験シリーズ 7 に関する作業状況についての情報提供に注目した。2人の専門家が、GHS 小委員会に関係する事項の非公式作業グループの報告書は2つの小委員会に同時に回覧するよう要請した。

21. 鈍感化火薬に関する TDG 小委員会の作業グループの要請により、専門家は火薬類に関する作業グループの報告書 (第 35 回 TDG 小委員会 INF.57) para8 に掲載されている記入事項についてデータ提供するよう依頼された。

#### B. 健康有害性

##### 1. 反復暴露による標的臓器毒性に関する難溶解性粒子の分類

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/5 (ICMM, CEFIC)

非公式文書: INF.11 (オーストラリア)

22. 多くの専門家が、げっ歯類での反復吸入暴露実験による吸入毒性情報の解釈に関してさらに検討が必要であるということで一致した。しかし GHS 3.9.2.8 に記載されている方法は満足すべきものであり、したがって現行の判定基準の改訂は必要がないとされた。

23. ICCM の代表は、3.9.2.8 (e) の適用で分類できない例について次回の小委員会に情報提供すると申し出た。この作業に興味のある専門家は ICCM の代表に連絡するよう促された。

##### 2. GHS 3.2 及び 3.3 章の編集上の改訂

24. ドイツの専門家は、GHS 3.2 及び 3.3 章の編集上の改訂に関するコレスポンドンスグループはグループのメンバーからの全ての修正やコメントを検討の基礎とするために 1 つの文書にまとめ、すでにメンバーに回覧していると小委員会に報告した。

25. 3.2 及び 3.3 章の改訂範囲に関する事務局の質問に続いて、彼は、改訂は第 16 回小委員会での委任事項 (ST/SG/AC.10/C.4/32, annex II. Sub-paragraph (e)) にしたがって、皮膚腐蝕性/刺激性及び重篤な眼の損傷性/刺激性に関する章の明確性と使いやすさを改善するためのものであることを確認した。本報告書の 57 から 61 も参照のこと。

## C. 附属書

### 1. 附属書 1、2 及び 3 の改訂 (注意書き)

非公式文書: INF.14 (英国)

26. 小委員会は、作業グループによる仕事を確認し、INF.14, para43 におけるいくつかの提案に関してコメントを出し、英国の専門家に作業を続けるように依頼した。

## D. その他の提案

### 1. 混合物の成分の濃度単位

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/2 (EIGA)

非公式文書: INF.11 (オーストラリア)

27. 4.1.3.5.2 及び 4.1.5.1.2 (判定論理 4.1.2) におけるガスの濃度単位を個体、液体、粉じん、ミスト及び蒸気には重量/重量、ガスには容積/容積にするという提案は、容積/容積の濃度は液体に溶解しているガスの濃度を定義するには適しておらず、したがって水生毒性を評価することには適用されないという理由から、採用されなかった。

## IV. 危険有害性情報伝達に関する課題 (議題 3)

### A. 高圧ガスの絵表示

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/1 (EIGA)

非公式文書: INF.11 (オーストラリア)

28. TDG モデル規則にしたがってクラス 2 ラベル (可燃性ガス、非可燃性、非毒性ガス ; 毒性ガス) になっている包装には、供給及び使用分野で高圧ガスに適用される GHS の絵表示を免除するという提案は採用されなかった。

29. この免除が、必ずしも輸送のラベルを理解する訓練を受けていない他の分野における人々に対して与える影響に関心を持った専門家がいた。

30. ドイツの専門家は、危険有害性は注意喚起語や危険有害性情報によっても伝達できるという理由で、高圧ガスに対する供給及び使用分野での GHS 絵表示を削除するという提案を行った。しかし、輸送用ラベルが要求されない（例えば、輸送されない貯蔵用タンク）場合や、GHS の絵表示が危険有害性情報を労働者に伝える主な手段であるという場合がありうることに言及した専門家がいた。

31. 小委員会は、提案に関して合意を得ることができなかつたので、EIGA の代表とドイツの専門家は、出されたコメントとクラス 2 物質のラベルに対する輸送の要求事項を勘案して、修正された提案を次回会議に提出するように依頼された。

#### **B. 小さい包装のラベル**

非公式文書: INF. 9 (CEFIC)

32. 小委員会は、CEFIC による小さい包装のラベルに関する作業についての情報提供に注目した。さらに今後、当該作業の進捗状況は小委員会に報告されるであろう。

### **V. 実施に関する課題 (議題 4)**

#### **A. GHS で物質や混合物を分類しない場合の根拠の明確化**

非公式文書: INF.3 (米国、オーストラリア)

33. 何人かの専門家は、SDS の中で化学物質や混合物を分類しない理由（すなわち「データが無い」、「分類しない」、「分類できない」）を明確にする可能な方法についてコメントを行った。米国の専門家は出されたコメント考慮して提案を修正し、小委員会に作業の進捗を報告するよう依頼された。

#### **B. 分類に関する非公式コレスポネンスグループからの提案**

非公式文書: INF.5 (米国)

34. フランスの専門家の質問に続いて、INF.5, para4 に記載されている項目の検討のみがグループへの委任事項であること、及び分類に関する他の質問は小委員会に対するものであることが確認された。

35. ドイツの専門家は、窒息を GHS の範囲とするかどうかの検討は、過去にすでに合意に至っている問題についての議論が再開するのを避けるために、この問題についてガス混合物分類に関する作業グループが得た結論と知見を考慮すべきであると述べた。

36. 小委員会は、コレスポネンスグループが INF.5, para4 に提案した事項について合意した。

## VI. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 5)

- A. 特定の石油物質に含まれる未知あるいは変化しやすい成分、複合反応物質あるいは生物由来物質(UVCBs)への GHS の適用と分野に特異的なガイダンスの発行

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/7 (IPIECA)

非公式文書 INF.11 (オーストラリア)及び INF.13 (事務局)

37. 小委員会は、GHS 判定基準の適用に関して工業界が開発した分野に特異的なガイダンスの所有権は著者にあり、その内容についての責任も著者にあるということを再度確認した。

38. 多くの専門家が、世界的に入手可能とするためには UNECE (国連欧州経済委員会) の GHS ウェブからガイダンスを含む工業界のウェブにリンクを提供するのが最も良い方法であろうと進言した。しかし、これは小委員会が工業界のガイダンスを承認するものではないことを明らかにした。このために議長及び事務局は、次回的小委員会を勧告して、UNECE の該当ウェブページに記載する文書案を作成することを申し出た。

39. 小委員会は ST/SG/AC.10/C.4/2009/7 のガイダンスに注目し、IPIECA へさらにコメントを送ると申し出た専門家がいた。

## VII. GHS の実施状況 (議題 6)

- A. 政府あるいは機関からの報告

1. パラ積み、液体及びガス (BLG) に関する第 13 回 IMO 小委員会での SDS に関する課題

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/4 (IMO)

非公式文書: INF.11 (オーストラリア) 及び INF.12 (IPIECA)

40. 小委員会は、IMO の代表による 1973 年の船舶による汚染防止のための国際条約 (1978 年に改正) (MARPOL 73/78) 附属書 I に関する SDS の要求事項についての情報提供に言及した。

41. IMO SDS (ST/SG/AC.10/C.4/2009/4 における MSDS を参照) と GHS SDS の相違点に注目して、多くの専門家は全ての分野の必要性をカバーした 1 つの SDS を使用することが重要であると考えた。もし海運分野で付加的な情報が必要であるならば、小委員会に提案すべきであるという強い示唆がなされた。この問題に関する小委員会の意見として、BLG 小委員会との情報交換が示唆された。

42. また、IPIECA が次回の BLG 小委員会に文書を提出するように提案された。

43. IMO の代表は、BLG の第 14 回小委員会 (BLG14) は 2010 年 2 月 8 日から 12 日に開催されること及び第 19 回 GHS 小委員会 (2010 年 7 月) に議論の結果に関する報告を行うことを告げた。

44. 小委員会と IMO BLG 小委員会の間には SDS に関するジョイントコレスポンドンスグループを立ち上げるべきであると提案した専門家がいた。小委員会は、第 14 回 BLG の報告を見た後で、この提案を考慮することとした。

45. 小委員会は、それまでの間に、この問題に関する小委員会の意見を BLG 小委員会に伝えるよう事務局に要請した。

## 2. 欧州委員会 (EC)

非公式文書: INF.15 (欧州委員会)

46. 欧州委員会の代表は、2009 年 6 月 17 日に開催された化学品の分類、ラベル及び包装についての世界的な規制に関する会議について情報提供した。欧州連合における GHS 実施の欧州規則 (CLP 規則を参照) の大概について説明がなされた会議の内容は 1 年間ウェブで公開される。

47. 彼女は、ガイダンスに関して、GHS 判定基準の適用についてのいくつかのガイダンスを開発中であり、もうすぐ完成すると述べた。

48. 彼女はまた、CLP 規則への最初の技術的な適用 (ATP)、指令 67/548/EEC にある物質の調和された分類の CLP 規則への移動に関して 2009 年 7 月末までに欧州連合広報に掲載される予定であると述べた。供給者は遅くとも 2010 年 12 月 1 日以前に、最初の ATP における調和された分類を行い、それに沿ってラベルや包装の規則を適用しなければならない。

49. 安全データシートに関して、小委員会は欧州委員会が GHS の要求にしたがった REACH 規則の附属書 II を適用している最中であることを確認した。

## 3. アルゼンチン

50. アルゼンチンの専門家は、最近 GHS 実施の準備のために省庁間技術作業グループを設立したと述べた。

51. 彼は、地域戦略に関して、アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイは人の健康及び環境保護の促進および貿易の容易化の手段として地域に GHS を導入するためのプロジェクトを Inter-American Development Bank に提案したと発言した。プロジェクトは前もって選択され、地域における GHS の実施計画 2010 年 6 月に採択される予定である。ウルグアイも近い将来このプロジェクトに参加予定である。

## 4. ブラジル

非公式文書: INF.17 (ブラジル)

52. ブラジルの専門家は、2008年12月には作業安全（可燃性ガス及び液体）に関する Ordinance20 を GHS にしたがって改訂し、広く意見を求めるために公開したと小委員会に報告した。彼はまた、化学品の危険有害性情報伝達に関する Ordinance26 の改訂が最近承認されたと述べた。さらに、ブラジルで過去6カ月間に行われた GHS に関するいろいろなイベントに関する情報提供も行った。

## 5. 米国

53. 米国の専門家は、労働部労働安全衛生局（OSHA）が作業場に関する GHS 提案を、公表（2009年10月予定）の前の最終的な検討のために Office of Management and Budget (OMB) に送ったと告げた。提案は公表されると、法規になる前に、検討及びコメントのために入手可能になる。OSHA は公表と同時に提案に関連した報道発表を行う。

## 6. ノルウェー

54. ノルウェーの専門家は、ノルウェーでは GHS は CLP 規則（現在ノルウェー語に翻訳されている）の適用を通して 2009 年末迄に実施されると述べた。彼女はノルウェーでも CLP 規則で決められている移行期間が適用されると付け加えた。

## 7. 日本

55. 日本の専門家は、今年度すでに 600 物質が GHS にしたがって分類されたと述べた（過去にすでに分類されている 1500 物質に加えて）。彼はまた、日本、韓国、中国は共同で、限られた化学物質について、分類結果の比較検討を行っていると報告した。

## 8. 経済協力開発機構 (OECD)

56. OECD の代表は、ロッテルダム条約 附属書 III に記載されている化学品の GHS にしたがった分類に関する進行中のプログラムについて報告した。小委員会及びロッテルダム条約の事務局にはプログラムの成果が報告されるであろう。

### B. 他の団体または国際機関との協力

#### 1. 危険物輸送モデル規則における腐蝕性判定基準の GHS 判定基準とのさらなる整合性

非公式文書: INF.19, paras. 8-15 及び INF.20 (事務局)

57. 当該事項に関する第 35 回 TDG 小委員会での議論が報告された。

58. オランダから提案された危険物輸送モデル規則における腐蝕性判定基準の GHS 判定基準とのさらなる整合性は主として以下の理由から採択されなかった：

- (a) 何人かの専門家は、腐蝕性に関する GHS 判定基準は 3.2 章及び 3.3 章の検討に関する非公式グループが改訂中であり、モデル規則における文章の修正はこの検討が終了するまで延期すべきであると考えた；

- (b) 他の専門家は、腐蝕性に関する GHS の判定基準は輸送には適さない（特に腐蝕性の指標とされる極端な pH 値の使用）と考えた。彼らは、これの適用は不適切にさらに多くの物質を対象にし、多くの試験に結び付くであろうと考えた。

59. (a) に関して、ドイツの専門家は、3.2 章及び 3.3 章の検討は編集上のものであり、判定基準の変更は考えていないと説明した（26 も参照のこと）。

60. (b) に関して、小委員会は、どの分野であれ GHS 実施に関連した全て問題は検討したい旨の意思を表した。

61. 小委員会は、オランダの専門家の提案を、TDG 小委員会会議の第 2 週（さらなる詳細は後に発表）に作業グループによる検討のため、次回会議に持ち越すという TDG 小委員会の決定に言及した。小委員会の専門家はこの作業グループに参加するよう促された。

## VIII. 管理能力強化 (議題 7)

非公式文書: INF.6 (UNITAR)

62. UNITAR の代表は、UNITAR/ILO Global GHS Capacity Building Programme の最近の活動について報告した。これには、ウルグアイにおける GHS 能力評価及びワークショップの終了；ガンビア及びザンビアに対する Strategic Approach to International Chemical Management Quick Start Programme (SAICM QSP) Trust Fund の承認；スウェーデン化学品庁 (KemI) のプロジェクト「アフリカの無毒環境化に向けて Towards a non-toxic environment in Africa」の一環として作成された訓練用資料の 2009 年 7 月のナイジェリアでのワークショップでの試用；バーゼル条約 Regional Coordinating Center との協力；2010 年北京での GHS 会議の計画、が含まれる。

63. ガイダンスの作成に関して、彼女は GHS の導入コース案は更新し最終版とする前に来年試用されるであろうと報告し、トレーニングコース「GHS による化学品の分類及びラベルと SDS」の修正とさらなる開発は進行中であると述べた。

## IX. その他 (議題 8)

### A. ナノマテリアルの安全性

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/3 (フランス)

非公式文書: INF.11 (オーストラリア)

64. 小委員会は、ナノテクノロジーに関する現在入手可能な情報に関するフランスの専門家による情報提供に注目した。

### B. 事務局長の報告



非公式文書: INF.8 (事務局)

65. 小委員会は、2009年経済社会理事会（2009年7月6日－31日）で議論されることになっている事務局長の報告書に言及した。

### C. 国際輸送及び環境会議

非公式文書: INF.18 (RPMASA)

66. 2009年3月2日－4日にダーバンで開催された国際輸送及び環境会議（International Transport and Environmental Conference）の成果について報告があった。

### D. 土壌有害性に関する作業

67. スペインの専門家は、今期2年間は土壌環境の有害性に関する作業の主導国を続けることができないが、主導国を引き受けてくれる国への協力は喜んで行う、と小委員会に告げた。

### E. 試験方法 N.5 に関する非公式作業グループ

68. 小委員会は、試験方法 N.5 に関する非公式作業グループの会議が次回 2009 年 12 月の小委員会と背中合わせで開催されることに言及した。興味のある専門家は非公式作業グループの作業に参加するように促された。

### X. 報告書の採択 (議題 9)

69. 小委員会は事務局が準備した案に基づき第 17 回会議の報告書を採択した。

国連経済社会理事会  
 第18回化学品の分類および表示に関する世界調和  
 システム(GHS)に関する専門家小委員会  
 報告書 (ST/SG/AC.10/C.4/36)

開催日時：2009年12月9日～11日

開催場所：国際連合欧州本部（ジュネーブ）

目 次

	段落	頁
I. 参加者 .....	1-6	3
II. 議事次第の承認 (議題 1).....	7	3
III. 改訂3版化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)の改訂作業 (議題 2).....	8-18	4
A. 物理化学的危険性 .....	8	
ガス混合物の可燃性に関する判定基準の修正 2.2.5	8	4
B. 健康有害性 .....	9-16	4
1. 3.2章及び3.3章の改訂 .....	9-10	
2. 腐蝕性を決定する極端なpHの使用.....	10-16	
C. 附属書 .....	17	5
附属書1, 2および3の改訂：注意書き	17	5
D. その他の提案 .....	18	5
改訂第3版GHSの修正	18	5
IV. 危険有害性情報の伝達 (議題 3).....	19-33	5
A. 高圧ガスの絵表示 .....	19-23	5
B. GHS附属書4 第9節への人工的ナノマテリアルの物理的 及び化学的性質の記載 .....	24	6
C. GHS附属書4 第9節の改訂 .....	25-26	6
D. 高圧ガスに対する注意書きP410の削除 .....	27-29	6
E. 小さな包装のラベル .....	30-32	7
F. エアゾールの供給及び使用における危険有害性情報伝 達 .....	33	7

V.	GHS の実施(議題 4).....	34-52	7
	A. 実施の課題 .....	34-39	7
	1. 分類結果のリスト開発 .....	34-38	7
	2. 用語の統一 .....	39	8
	B. 実施の状況報告 .....	40-47	8
	1. セルビア .....	40	8
	2. ブラジル .....	41-42	8
	3. 中国 .....	43	9
	4. 欧州連合 .....	44-45	9
	5. 米国 .....	46	9
	6. オーストラリア .....	47	9
	C. 他の団体または国際機関との協力 .....	48-52	10
VI.	能力強化(議題 6).....	53-55	10
VII.	その他(議題 7).....	56-62	11
	A. PBT(残留性、蓄積性、有毒性)及び vPvB(高残留性、高蓄積性)に対する分類と表示の調和 .....	56-58	11
	B. GHS を適用した分野に特異的なガイダンスの出版.....	59-61	11
	C. ECOSOC 決議 2009/19 .....	62	12
VIII.	報告書の採択(議題 8).....	63	12

附属書

	改訂 3 版 GHS の修正 .....		13
--	----------------------	--	----

## I. 参加者

1. 第18回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. Kim Headrick (Canada)、副議長 Mr. Thomas Gebel (Germany)、Mrs. Elsie Snyman (South Africa) の下、2009年12月9日～11日に開催された。
2. 以下の国々から専門家が参加した：Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Denmark, Finland, France, Germany, Ireland, Japan, Kenya, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Qatar, Serbia, South Africa, Spain, Sweden, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland , United States of America.
3. 経済社会理事会の規則 72 に基づき以下の国々がオブザーバーとして参加した：Bulgaria, Romania, Russian Federation, Switzerland.
4. 以下の代表も参加した：Representatives of the United Nations Institute for Training and Research (UNITAR) , the International Maritime Organization (IMO)
5. 以下の国際機関も参加した：European Union (EU) and Organization for Economic Co-operation and Development (OECD).
6. 以下の NGO (non-governmental organization) がそれぞれの興味ある事項について議論に加わるために参加した：Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; Dangerous Goods Advisory Council (DGAC); European Chemical Industry Council (CEFIC); European Industrial Gases Association (EIGA); Federation of European Aerosol Associations (FEA); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Confederation of Plastics Packaging Manufacturers (ICPP); International Council on Mining and Metals (ICMM); International Federation Paints and Coats of Mercosul (IFPCM); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); Soap and Detergent Association (SDA); Sporting Arms and Ammunition Manufacturers' Institute (SAAMI).

## II. 議事次第の承認 (議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/35 (事務局)  
ST/SG/AC.10/C.4/35/Add.1 (事務局)

非公式文書: INF.1、INF.2、INF.6 (事務局)

7. 小委員会は、非公式文書 (INF.1 から INF.23) を勧案し、修正した暫定議題を承認した。